

畜産農家臨時経営支援事業補助金交付要綱

制 定 令和6年5月21日付畜第151号

(趣旨)

第1 ウクライナ情勢、円安の進行等により、配合飼料に加え輸入粗飼料価格も、先行きも見通せない厳しい状況が続いている。県民の生活に欠かせない牛乳や卵、肉などの供給（生産）基盤を維持するため、経営の継続に取り組む農家に対して、令和5年4月から令和6年3月の間の配合飼料及び輸入粗飼料の購入費の一部を支援してきた。

なお、令和5年度末時点でも飼料価格の高値は続き、畜産物への価格転嫁も農家の先行き不安を払拭するには不十分であり、畜産農家の経営環境は依然として厳しいままである。国の配合飼料価格安定制度の特例措置が令和5年末をもって終了し、畜産経営への影響が懸念されるため、激変緩和措置として県単独での支援を令和6年度も継続し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。その交付については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業区分、補助率等)

第2 事業費補助金の補助事業区分、補助対象経費、事業実施主体及び補助率は、別表に定めるところによる。

(補助金の交付申請)

第3 事業実施主体が、規則第4条の規定により補助金の交付を受けようとするときには、交付申請書（様式第1号）及び別記実施基準に定める計画承認申請書（別記様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(変更交付申請)

第4 事業実施主体が、規則第9条第1項に規定された、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときには、変更承認申請書（様式第2号）及び別記実施基準に定める変更承認申請書（別記様式第3号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の実施主体の変更

(2) 補助事業の中止又は廃止

(3) 事業実施主体の事業種目の補助金を増額する場合又は20パーセントを超えて減額する場合

- (4) 事業内容の主要な部分に関する変更
- (5) その他知事が必要と認める場合

(概算払請求書)

第5 事業実施主体が概算払により補助金の交付を受けようとするときは、概算払請求書(様式第3号)による請求書を知事に提出しなければならない。

(完了報告)

第6 事業実施主体は、事業が完了したときは完了報告書(様式第4号)により完了報告を行い、速やかに検査を受けなければならない。

(実績報告)

第7 事業実施主体が規則第10条の規定により提出する実績報告書は、実績報告書(様式第5号)及び別記実施基準によるものとし、提出の時期は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

(書類の提出)

第8 この要綱の規定により知事に提出する書類は、本要綱に定めるもののほか、別記実施基準に定めるところにより提出するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定)

第9 知事は、第3第2項ただし書の規定による交付の申請がなされた場合において、補助金の額の確定前に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときには、補助金の額を確定する際に当該仕入控除税額を減額して補助金の額を確定するものとする。

2 事業実施主体は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税等相当額報告書(様式第6号)による報告書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(帳簿等の保存)

第10 補助事業を実施するに当たっては、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を備え、補助金交付の決定を受けた年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第11 この補助金を交付する事業を実施するにあたりその他必要な事項は、別に定める。

附 則 この要綱は、令和6年5月21日から施行する。

別表（第2関係）

事業区分	補助対象経費等	事業実施主体	補助率
<p>1 配合飼料価格激変緩和支援</p>	<p>(1)対象となる畜種 国の経営安定制度（マルキン）が措置されていない畜種（肉用繁殖牛、乳用牛、採卵鶏、肉用鶏）</p> <p>(2)補助金の額 ① 配合飼料の農家負担額（県内農家への平均販売実績額（※1）から配合飼料価格安定制度の補填金等を除いた額）から、70,000円（令和5年度の実質農家負担額相当）を控除した額を交付単価とし、畜種毎に定める配合飼料の給与量（※2）と成畜の飼養頭羽数（※3）に応じて計算される額</p> <p>(3)発動の基準 ① 価格転嫁が進まず赤字（粗収入<生産費）の畜種に支援を発動 ② 発動の有無は、「平均生産物価格（※4）」が、収支が均衡する「基準生産物価格（※5）」を下回っているか、四半期毎（令和6年4月、7月、10月）に判断</p> <p>※1 （株）西日本くみあい飼料による実績額 ※2 給与量 ・肉用繁殖牛 3kg ・乳用牛 10kg ・鶏 0.1kg ※3 飼養頭羽数 令和6年2月1日現在、島根県家畜飼養状況調査における次の頭羽数 ・肉用繁殖牛 2歳以上の子取り用めす牛 ・乳用牛 2歳以上の搾乳用めす牛 ・採卵鶏 成鶏羽数 ・肉用鶏 常時飼養羽数 ※4 和牛子牛、生乳、鶏卵、鶏肉の市場等での平均価格より算出 ※5 畜産物生産費統計等の数値から飼料高騰を加味した収支を試算し、収支が均衡する価格を算出</p>	<p>島根県農業協同組合</p>	<p>定額</p>

様式第1号

番 号
年 月 日

島 根 県 知 事 様

住所
事業実施主体の名称
代表者の役職および氏名

畜産農家臨時経営支援事業補助金交付申請書

令和6年度において、下記のとおり事業を実施したいので、畜産農家臨時経営支援事業補助金交付要綱第3の規定により、補助金〇〇〇円の交付を申請します。

記

- 1 経費の配分 別紙のとおり
- 2 事業の概要 別記実施基準「実施計画書」のとおり

(別紙)

1 経費の配分

(1) 経費の配分及び負担区分

(単位：円)

事業区分	総事業費 (a)+(b)	負担区分		備考
		補助金 (a)	その他 (b)	
配合飼料価格激変緩和支援				
合計				

2 収支予算 (又は精算)

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比較増減		備考
			増	減	
配合飼料価格激変緩和支援					
合計					

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比較増減		備考
			増	減	
配合飼料価格激変緩和支援					
合計					

3 事業完了予定年月日 (又は完了年月日)

年 月 日

様式第2号

番 号
年 月 日

島 根 県 知 事 様

住所
事業実施主体の名称
代表者の役職および氏名

畜産農家臨時経営支援事業補助金変更承認申請書

令和〇年〇月〇日付け畜第〇〇号で補助金の交付決定のあった事業について、下記のとおり変更したいので、畜産農家臨時経営支援事業補助金交付要綱第4の規定に基づき申請します。

記

1 変更の理由

注1) 記の記載様式は、様式第1号に準ずるものとする。

この場合において、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載すること。ただし、当該変更の対象外となる事業については省略する。また、添付書類については、補助金交付申請書に添付したものから変更があったものだけに限り添付すること。

注2) 補助金の額が増額する場合は、件名の「畜産農家臨時経営支援事業補助金変更承認申請書」を「畜産農家臨時経営支援事業補助金の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、承認されたく申請します。」を「下記のとおり変更したいので補助金〇〇〇円を追加交付されたく申請します。」とする。

島 根 県 知 事 様

住所
事業実施主体の名称
代表者の役職および氏名

畜産農家臨時経営支援事業補助金概算払請求書

令和〇年〇月〇日付け畜第〇〇号で補助金の交付決定のあったこの補助金について、下記により金〇〇〇円を概算払いによって交付されたく、畜産農家臨時経営支援事業補助金交付要綱第5の規定に基づき請求します。

記

事業区分	交付決定額		〇月〇月現在 予定出来高		補助金			事業完了 予定 年月日	備考
	事業費	補助金 (A)	事業費	補助金	既受領額 (B)	今回 請求額 (C)	残額 (A-B-C)		
配合飼料 価格激変 緩和支援	円	円	円	円 (%)	円 (%)	円 (%)	円 (%)		

注1) 交付決定額には、補助金の交付決定（変更があった場合は変更承認後）の額を記入すること。

注2) (%)には、(A)を100%とする割合を記入すること。

様式第4号

番 号
年 月 日

島 根 県 知 事 様

住所
事業実施主体の名称
代表者の役職および氏名

畜産農家臨時経営支援事業完了報告書

令和〇年〇月〇日付け畜第〇〇号で補助金の交付決定のあった事業について、下記のとおり完了したので、畜産農家臨時経営支援事業補助金交付要綱第6の規定に基づき報告します。

記

(単位：円)

事業区分	事業主体	事業内容	事業量	事業費	県補助金	着手 年月日	完了 年月日	備考
配合飼料 価格激変 緩和支援								

様式第5号

番 号
年 月 日

島 根 県 知 事 様

住所
事業実施主体の名称
代表者の役職および氏名

畜産農家臨時経営支援事業補助金実績報告書

令和〇年〇月〇日付け畜第〇〇号で補助金の交付決定のあった事業について、畜産農家臨時経営支援事業補助金交付要綱第7の規定により、その実績を報告します。

(なお、併せて精算額〇〇〇円の交付を請求します。)

記

- 1 経費の配分 別紙のとおり
- 2 事業の概要 別記実施基準「実績報告書」のとおり

注) 記の記載様式は、様式第1号に準ずるものとする。

島 根 県 知 事 様

住所
事業実施主体の名称
代表者の役職および氏名

畜産農家臨時経営支援事業補助金仕入れに係る消費税等相当額報告書

令和〇年〇月〇日付け畜第〇〇号で補助金の交付決定のあった事業について、畜産農家臨時経営支援事業補助金交付要綱第 9 第 2 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付規則第 11 条に基づく確定額 (令和〇年〇月〇日付け畜第〇〇〇号による額の確定通知額)	金	円
2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る 消費税相当額	金	円
4 補助金返還相当額 (3 - 2)	金	円

注) 3 の金額の積算内訳等、参考となる資料を添付すること。